

ていしゆつ い けん たい とち ぎ けん かんが かた 提出意見とそれに対する栃木県の考え方

へいせい ねん がつ にち きん へいせい ねん がつ にち げつ
平成27年12月4日(金)から平成28年1月4日(月)
まで、「とち ぎ けんしやうがいしや さ べつかいしやうすいしんじやうれい栃木県障害者差別解消推進条例か しょう (仮称)」案
に対する意見募集を行った結果、8名の方及び1つ
の団体から計36件の御意見を頂きました。貴重な御
意見ありがとうございました。

ていしゆつ ご い けん じゆうぶんけんとう うえ たい
提出された御意見を十分検討の上、それに対する
けん かんが かた つぎ
県の考え方を次のとおりまとめました。

なお、るい じ類似の御意見ご い けんについては、ないよう内容ごとにまとめ
いためさせて頂きました。

こうもく
○項目
じやうれい ぜんたい
条例全体について

い けん ないよう
○意見の内容
ぶんしやう むずか
文章が難しすぎる。
いつ ばん けん じん みな う い
一般県民の皆さんにすんなりと受け入れられやす
ぶんしやうひやうげん ほう
い文章表現にした方がよい。

い けん たい かんが かた
○意見に対する考え方

じょうれい ないよう けんみん しめ
条例の内容を県民にわかりやすく示すため、リー
フレット等とう さくせいを作成し、周知啓発しゅうちけいはつ おこなを行って参りますまい。

○意見の内容

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう とちぎけんしょうがいしゃ さべつかいしょう
「障害者差別解消法」と「栃木県障害者差別解消
すいしんじょうれい かしょう たいさ とちぎけん かん
推進条例（仮称）」に大差がなく、栃木県らしさを感じ
られない。

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう わくない かいけつ しょうがい
障害者差別解消法の枠内では解決しない「障害を
りゅう さべつ かんが せつきよくてき
理由とする差別」も考えられることから、積極的に
うわの よこだ じょうれい ないよう
上乘せ・横出し条例になるような内容とすべき。

○意見に対する考え方

ほんじょうれい じょうれいどくじ じこう しょうがい
本条例においては、条例独自の事項として、障害
しゃ さべつたいおうししん さだ こうひょう
者差別対応指針を定めることや、あっせん・公表の
じっし きょうぎ とちぎけんしょうがいしゃ さべつかいしょうすいしん
実施、それらを協議する栃木県障害者差別解消推進
いんかい せつち きてい
委員会の設置などを規定しました。

○意見の内容

かんきょうせいび ごうりてきはいりよ ていきょう すいしん
環境整備や合理的配慮の提供を推進するためには、
しょうがいしゃだんたい じぎょうしゃ いっぱんけんみん まじ
障害者団体だけでなく事業者や一般県民も交え
たヒアリングやタウンミーティングなどが必要ひつようと思
うおも。

施行後になると思うが、ぜひ県内各地域で開催すべき。

○意見に対する考え方

障害者差別対応指針の策定において、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることを規定しました。

また、ホームページによる発信やリーフレットの配布、シンポジウムの開催、出前講座の実施など、あらゆる手段を活用して周知啓発を行って参ります。

○意見の内容

文末の表現について、「…を実施しなければならぬ」とするなど、行動を促す力を強めるため文末の言葉（表現）はできるだけ明瞭な表現にすべき。

○意見に対する考え方

御意見も参考にして、条例を策定しました。

○項目

めいしょう

名称について

○意見の内容

障しょうがいがある人ひともない人ひとも共に暮くらしやすい共きょう生せい社会しゃかい実現じつげんのための条じょう例れいであることが分わかるような名めい称しょうがよい。

○意見に対する考え方

本ほん条じょう例れいは、障しょう害がいを理り由ゆうとする差さ別べつの解かい消しょうの推すい進しんについて、理り念ねんや県けん等とうの責せき務む、具ぐ体たい的てきな手て続つづきを定さだめた内ない容ようであることから、「栃とち木ぎ県けん障しょう害がい者しゃ差さ別べつ解かい消しょう推すい進しん条じょう例れい」としました。

○項目

前文について

○意見の内容

栃とち木ぎ県けんにおける障しょう害がいのある人ひとない人ひとともに、差さ別べつや虐ぎやく待たいがなく、譲ゆずり合あいと思おもいやりの心こころを育はぐくみ、共ともに生いきる社会しゃかい実現じつげんのための条じょう例れいであることの理り念ねんと主しゅ旨しが分わかる前ぜん文ぶんがほしい。

○意見に対する考え方

前文として、共生社会の実現に向けて、障害者差別の解消の推進の重要性や置かれている状況、目指す社会の在り方など、条例制定の趣旨等を記載しました。

○項目定義について

○意見の内容

障害者の表現に「難病」も明確に表記すべき。
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）
難病その他の心身の機能の障害がある者であって、

・ ・ ・

条例での障害者の定義として障害者手帳発行対象と併せ身体障害、知的障害、精神障害の3項目を表記し「その他の心身の機能の障害がある者で・・・」の表現に難病患者も含むと解釈するとしているのか
もしれないが、平成25年4月1日に施行された、障害者総合支援法において、「障害者の範囲に難病等を加える。」と明確に明記されているように、本条例においても「難病」も明確に表記すべき。

○意見に対する考え方

本条例における「障害者」の定義は、障害者基本法と同様、難病も含め包括的に定義にしました。

御意見について、県民に誤解が生じないように、丁寧な説明を行って参ります。

○意見の内容

文章の中に「障害者」だけしか表記されていないので「児」も入れるべき。

「障害のある人」という表現がよい。

○意見に対する考え方

障害者には障害児も含まれます。

また、障害者基本法をはじめとする法律や本県の他の条例との整合のため、「障害者」と規定しました。

○項目

基本理念について

○意見の内容

「だれもが障害を有することとなる可能性があることから、障害を障害のある人だけの問題としてでなく、障害のない人も含めた全ての人の問題として認識し、障害のある人と障害のない人が共に学び合い理解を深める必要があること。」という内容は、ぜひ、入れるべき。

心ない差別や偏見を解消するためには、誰もが障がい者やその家族になり得る可能性があることを、県民一人ひとりが自覚をし、障がいについての正しい理解を深め、県民全体の問題として認識することが最も重要である。

障害者差別解消については、「障がいのある人のことであり、健常者である自分たちには関係がない」という認識を持たないようにしてほしい。無理解が差別や偏見を生んでいることが多々あり、無理解が、知らず知らずのうちに、障がいのある人やその家族を傷つけていることがある。

しかし、障がいのある人やその家族も、差別される側という自意識が過剰になり、一方的に障がいのない人たちを非難することのないように心がけることも大切である。

○意見に対する考え方

本条例は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を共有する個人として全ての県民の尊厳が重んぜられること及びその尊厳にふさわしい地域生活を営む権利が尊重されること、多様な人々により地域社会が構成されているという基本的認識の下に、障害及び障害者に関する理解を深めること、地域社会を構成する多様な主体が、相互に協力することにより障害者差別を解消することを、基本理念としました。

基本理念も含めた条例の内容について、啓発活動の実施や教育及び学習の推進に努めて参ります。

○項目

県民の責務等について

○意見の内容

県民の責務について、「県民は障害者差別の解消に関する施策に協力する」だけでなく、「差別の解消による障害者の社会参加の機会の確保は、すべての県民が相互の多様性と違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行われなけれ

ばならない。」と変更して、県民個人による差別や合理的配慮不_{ごう}提供も条例の対象とすべき。

○意見に対する考え方

本条例は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を共有する個人として全ての県民の尊厳が重んぜられること及びその尊厳にふさわしい地域生活を営む権利が尊重されること、多様な人々により地域社会が構成されているという基本的認識の下に、障害及び障害者に関する理解を深めること、地域社会を構成する多様な主体が、相互に協力することにより障害者差別を解消することを、基本理念と規定しました。

この基本理念は、県民の責務においても考え方の根幹をなすものです。

また、差別の禁止規定において、個人も対象としております。

○項目

啓発活動について

○意見の内容

この^{じょうれい}条例が^{ひろ}広く^{けんみん}県民に^{りかい}理解されるよう、^{けいはつかつどう}啓発活動
の^{もんごん}文言を^い入れるべき。

○^{いけん}意見^{たい}に対する^{かんが}考え方^{かた}

^{けん}県は、^{しょうがい}障害^{およ}及び^{しょうがい}障害者^{しや}に関する^{かん}理解^{りかい}を^{ふか}深めるため
の^{けいはつかつどう}啓発活動^{おこな}を行う^きことを^{てい}規定^いしました。

○^{いけん}意見^{ないよう}の内容

^{けいはつかつどう}啓発活動^{なら}並びに^{けいはつかつどう}啓発活動^{おこな}を行う^{けんしゅうかい}ための^{かい}研修会^{かい}の開
^{さい}催^{りつあん}の^{とうじしや}立案^いには、^い当事者^いを入れるべき。

○^{いけん}意見^{たい}に対する^{かんが}考え方^{かた}

^{こんご}今後の^{とりくみ}取組^{さんこう}の^い参考^いと^いさせて^い頂^いきます。

○^{こうもく}項目

^{きょういく}教育^{すいしん}の^い推^い進^いについて

○^{いけん}意見^{ないよう}の内容

^{しょう}小^{ちゅう}・^{こう}中^{がっこう}・^{ふくし}高等学校^{じゆぎょう}の^{しょうがい}福祉^{しや}授業^{ただ}では、^{しょうがい}障害者^{ただ}を^{ただ}正^{ただ}し
^{りかい}理解^{とうじしや}される^{はな}ために、^き当事者^きの^き話^きす^き機^き会^きを^{もう}設^{もう}ける^べべき^き。

^{がっこう}学校教育^{きょういく}でも^{じゆぎょう}授業^{なか}の中^{しょうがい}に^り障害^り理解^{けいはつ}啓^{しょうがい}発^{しや}、^{けん}障害者^{けん}権

利条約、社会モデルの考え方の授業の取り入れるべき。

また、授業の中で教えると共に、実際に授業で隣に障害のある子がいることが望ましい、インクルーシブ教育を積極的に推進すべき。

障害のあるお子さんを普通学校に何の抵抗もなく入学できるようなガイドブックの作成や市町村教育委員会へ通常学校へ入学できる支援、法の趣旨を説明すべき。

小学校から分離教育で特別支援学校、福祉事業というルートで生活されると、一般の方と触れ合う機会が無い。

小中学校で障害のあるお子さんの支援員について、障害のないお子さんへの橋渡し役となるようにしてほしい。

障害を持つお子さんが、複数人いると勤務は難しいのが現状。

親が仕事をしていなくても、障害児が一般のお子様と触れ合えるよう、保育所の入園条件の緩和すべき。

○意見に対する考え方

ほんじょうれい しょうがい およ しょうがい しゃ かん り かい
本条例において、障害及び障害者に関する理解を
ふか ぎょういく およ がくしゅう すいしん つと
深めることができるよう、教育及び学習の推進に努
めることを規定しました。

こうもく
○項目
しょうがい しゃ さ べつ きん し
障害者差別の禁止について

い けん ないよう
○意見の内容
ふ とう さ べつ てきとりあつか かか せいとう り ゆう せいとう
不当な差別的取扱いに係る「正当な理由」で、「正当
り ゆう ごう り てき はいりよ かか かじゅう ふ たん
な理由」や、合理的配慮に係る「過重な負担」につ
いて、それらを理由に本条例の趣旨が形骸化される
べきではない。

ぐ たい てき けんとう ちゅうしょうてき じ こ き ぐ
具体的な検討をせず、抽象的に事故の危惧がある、
き けん そうてい り ゆう てい
危険が想定されるといった理由によりサービスを提
きょう ごう り てき はいりよ てきせつ
供しない、合理的配慮をしないといったことは適切
ではないと入れるべき。

い けん たい かんが かた
○意見に対する考え方
ご い けん とち ぎ けんしょうがいしゃ さ べつ かいしょうすいしん い いん
御意見について、栃木県障害者差別解消推進委員
かい さまざま かく ど じょうほうこうかん きょうぎ とう おこな
会にて、様々な角度から情報交換や協議等を行い、
しょうがいしゃ さ べつたいおう ししん なか けんとう まい
障害者差別対応指針の中で検討して参ります。

○意見の内容

「障害を理由とする差別」は、障害者本人だけでなく、その家族に対しても見られる。「障害者差別」でなく「障害を理由とする差別」と捉えて、差別は障害者だけでなく家族等に対しても行われることについても条例で規定すべき。

○意見に対する考え方

本条例において「障害者差別」とは「障害を理由とする差別」のことを言います。

障害者の権利利益を侵害する場合、その家族に対する行為であっても、本条例の対象とします。

○意見の内容

障害者差別解消法は個人の行為を対象としていない。これでは広い差別解消にはつながらない。

すでに施行された他自治体の条例の逐条解説には、障害者施設建設などに反対すること煽るという個人的行為も具体的差別としたものがある。

障害の理解促進ということで罰則規定は必要ないと思うが、一歩踏み込んで個人による差別行為も条例で規定すべき。

○意見に対する考え方

本条例においては、何人も不当な差別的取扱いを禁止し、県民は合理的配慮をするよう努めなければならないと規定しました。

○意見の内容

環境美化や路上喫煙防止に関する条例などで、個人の行為に対して、料（過料）、罰金などを規定しているものがあり、「栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例」では罰金刑がある。

障害の理解により障害者等への差別を解消するのが障害者差別解消条例の趣旨だが、障害者施設建設反対を煽る行為や障害者等用駐車区画の不適切な駐車などの個人の差別行為を禁止することを条例にかけるべき。

○意見に対する考え方

本条例においては、何人も障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、県民は合理的配慮をするよう努めなければならないと規定しました。

また、基本理念において、地域社会を構成する多様な主体が、相互に協力することを基本として推進されなければならないと規定し、全ての県民が障害の有無にかかわらず共生する社会の実現を目指して参ります。

○意見の内容

個人の行為は障害者差別解消法の対象外であるが、駐車場を管理する自治体や事業者には適正に利用させる責任があると思われる。

障害者等用駐車区画は、区画を設置する「環境の整備」だけでなく、適正に利用されるように、誘導、巡回、警告文書貼付などを行う誘導員や警備員などの担当者を配置すべきである。

担当者と不適正駐車をする者との間のトラブルを避けるために、条例で不適正駐車を差別の具体例として示すべき。

また、条例で差別行為にしてあれば、担当者は行動しやすく、そういう掲示を出せば抑止力が期待できる。

条例または対応要領・指針などに入れるべき。

県立高校において、親の付き添いを入学の条件と

することがないようにすべき。

とちぎけんこゆうせいかつかんしゅうふうしゅうさべつおも
栃木県固有の生活慣習や風習で差別と思われるもの
かいしやうめざめいき
のの解消を目指すことを明記しておく。

けんないふうしゅうかんしゅうさべつおも
県内の風習や慣習で差別と思われるようなことが
おこなきせいいしきかいかくはか
行われないうよう規制し意識の改革を図る。

いけんたいかんがかた ○意見に対する考え方

ごいけん
御意見について、とちぎけんしやうがいしやさべつかいしやうすいしんいん
栃木県障害者差別解消推進委員
かい
会にて、さまざまかくど
様々な角度からじやうほうこうかんきやうぎとうおこな
情報交換や協議等を行い、
しやうがいしやさべつたいおうししんなかけんとうまい
障害者差別対応指針の中で検討して参ります。

いけんないよう ○意見の内容

ふくし
「福祉サービスの提供」とあるが、ていきやう
介護サービス
かいご
は含まれるのか。

いけんたいかんがかた ○意見に対する考え方

ふくし
福祉サービスについては、かいごほけんほうもと
介護保険法に基づく介護
かいご
サービスを含みます。

いけんないよう ○意見の内容

ほんじやうれい
本条例にはぎやくたい
虐待もふく
含めるべき。
きそんどうようじやうれい
既存の同様の条例では、ぎやくたいたいしやう
虐待も対象とした条例も
じやうれい

ある。
虐待と差別は国の法律では別の法律だが、栃木県
の虐待防止のパンフレットの「心理的虐待」でも、
施設従事者等や従業者による虐待に「不当な差別的
言動」も含まれるとなっているように、差別と虐待
の区別は難しいこともある。

虐待も差別と捉えることで、立場の弱い障害者に
対する虐待がなくなるよう、県民に周知する必要が
ある。

また、現在、障害者虐待防止法の通報義務の対象
に学校・病院は含まれていない。

○意見に対する考え方

障害者虐待防止法は理由にかかわらず障害者に対
する虐待行為を禁止するものであり、本条例は、
「障害を理由」とする差別の解消を趣旨とするため、
それらの整理が必要と考えます。

○項目

障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止につ
いて

○意見の内容

差別の禁止の個別案件にその他を入れる。

8項目の差別案件が挙げられているが、何所にも当てはまらない事象が出た場合に備え「その他」の項目を挙げておく。

障害を持つ人が嫌な思いや差別・虐待と感ずるものは様々である。

○意見に対する考え方

障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止について、8分野は例示であり、その他の差別的取扱いについても、規定しました。

○項目

社会的障壁の除去のための合理的配慮について

○意見の内容

県民の合理的配慮について、意思の表明は、「障害者」からのみではなく、「障害者及び保護者（後見人などその他の関係者を含む）」とすべき。

○意見に対する考え方

社会的障壁しやかい てきしようへきの除去じよきよを必要ひつようとしている意思いしの表明ひようめいについては、障害者しょうがいしやのみではなく障害者しょうがいしやの家族かぞく、介助者かいじよ等しやとうコミュニケーションしえんを支援ほうする方が本人ほんにんを補佐ほさして行う意思表明おこな いしひようめいも含みますふく。

○意見の内容いけん ないよう

県民けんみんの合理的配慮ごうり てきはいりよについて、「務めなければならぬ」とするのではなく、「しなければならぬ」とすべき。

○意見に対する考え方いけん たい かんが かつ

合理的配慮ごうり てきはいりよについては、多様たようかつ個別性こべつせいの高いものであることから、県民けんみんについては努力義務どりよくぎむとし、障害者差別対応指針しょうがいしや さべつたいおう ししんにより自発的な取組じはつてき とりくみを促して参りますうなが まい。

○意見の内容いけん ないよう

合理的配慮ごうり てきはいりよについて「当該障害者とうがいしょうがいしやの性別・年齢及び障害せいべつ ねんれい およ しょうがいの状態じょうたいに応じて」の部分は必要か。

その場合、性同一性障害等ばあい せいどういつせいしょうがいとうへの考慮こうりよはなされているのか。

されているとすれば現場での対応げんば たいおうをどのように考かんが

えているのか。

○意見に対する考え方

合理的配慮は多様かつ個別性の高いものであることから、社会的障壁の除去を必要としている当該障害者の性別・年齢等に応じて実施することが必要であるため、本条例に規定しました。

○意見の内容

民間事業者の合理的配慮の努力義務になるので、自治体が補助金でバックアップするような仕組みを設け、民間企業でも合理的配慮を提供しやすくすべき。

○意見に対する考え方

今後の取組の参考とさせていただきます。
なお、条例において、障害者差別の解消の推進について特に顕著な功績があると認められる者を表彰することができることとしました。

○意見の内容

この条例の啓発活動や研修会を行うとき、視覚障

がいしや り かい で き てん じ ばん かくだい も じ ばん おんやくばん
害者が理解出来るための点字版、拡大文字版、音訳版、
でん し はい ふ
電子データで配布すべき。

とち ぎ けん こうかい
栃木県のホームページで公開されているデータは、
し かくしょうがいしや り かい で き おんせいいたいおう こうかい
視覚障害者も理解出来る音声対応データで公開すべ
き。

い けん たい かんが かた ○意見に対する考え方

ほんじょうれい けん ごう り てきはいりよ ていきよう ぎ む
本条例において、県は合理的配慮の提供を義務と
き てい
して規定しました。

こん ご とりくみ さんこう いただ
今後の取組の参考とさせていただきます。

こうもく ○項目

そうだん
相談について

い けん ないよう ○意見の内容

そうだん つうほう じ れい しゅうけい ねん ど こうひよう
相談や通報のあった事例を集計し年度ごとに公表
めい き
することを明記すべき。

じょうれい よう そうだんいん たいおう おこな
条例の要は、相談員がどのような対応を行うかで
そうだんいん しつ こうじょう けんしゅうかい じつ し
あり、相談員の質の向上のため、研修会を実施すべ
き。

そうだん じ れい そうだん う ちようせい ば あい
相談事例について、相談を受けて調整になる場合
と さ ば あい おも
もあれば、取り下げってしまう場合もあると思われる。

どのような理由で取り下げているかを含め分析を行い、今後の相談体制に活かすべき。

○意見に対する考え方

本条例において、相談体制の充実その他の必要な施策を講じることや、栃木県障害者差別解消推進委員会を設置し、相談（あっせん等を含む）に係る事例を踏まえた協議を行うことを規定しました。

○意見の内容

行政機関並びに事業者に対して相談があったときは、適切に対応出来る関係機関の連携体制を制度化すべき。

○意見に対する考え方

本条例において、相談に係る関係者相互間の調整や関係行政機関への通知等について規定しました。

○項目

あっせんについて

○意見の内容

紛争解決の手段と組織を設立し、紛争の解決方法を明らかにすべき。

○意見に対する考え方

本条例において、事業者による不当な差別的取扱いについて相談で解決されないときは、あっせんを求める申立てができることや、あっせんのために必要な調査、勧告、公表することができることを規定しました。

○意見の内容

あっせんの申立てを行うことができる者として「保護者（後見人その他の関係者を含む）」としていますが、後見人とは任意の後見人と言うのか、成年後見制度の後見人（後見補佐・補助を含む）をいうのか。

後見人などとした方がよい。

その他の関係者とはどのような人か例示すべき。

○意見に対する考え方

本条例において、あっせんの申立てを行うことができる者を障害者の他「障害者の保護者（配偶者、

親権しんけんを行う者おこなもの、後見人こうけんにんその他の者たものであって、障害者しょうがいしゃを現に保護げんほごするものおよ)」及び「これに準じゆんずる者もの」と規定きていしました。

これは、障害者しょうがいしゃを現に保護げんほごする人ひとであって任意後見人にんいこうけん、補佐人ほさ、補助人ほじよを含みますふく。

○項目こうもく

栃木県障害者差別解消推進委員会とちぎけんしょうがいしゃさべつかいしょうすいしんいいんかいについて

○意見の内容いけんないよう

栃木県障害者差別解消推進委員会とちぎけんしょうがいしゃさべつかいしょうすいしんいいんかいが地域協議会ちいききょうぎかいを兼ねかていること明記めいきして、活動かつどうの範囲はんい、業務内容ぎようむないようなどを明確めいかくにして十分実績じゆうぶんじつせきが上がるように継続的あに活動けいぞくてきできる体制かつを作つくっておく必要ひつようがある。

当該委員会とうがいいんかいの機能きのうを強化きようかし、調査ちようさ、公表こうひよう、勧告かんこく、指導しどうができることを規定きていする。

当該委員会とうがいいんかいが形骸化けいがいかされないよう、事務局じむきよくの設置せつち、予算よさんの確保かくほ等で継続的けいぞくてきに活動かつどうが出来る体制できたいせいづくりをすべき。

○意見に対する考え方いけんたいかんが

本条例ほんじょうれいにおいて、栃木県障害者差別解消推進委員とちぎけんしょうがいしゃさべつかいしょうすいしんい

会があつせんや、あつせんに必要な調査の実施、あ
つせん案を受け入れない事業者に対し知事に勧告を
求めることを規定しました。

また、勧告、公表については、知事の権限として
規定しました。

その他、当該委員会は、障害者差別解消法におけ
る障害者差別解消支援地域協議会に相当する機能を
規定し、効果的に運営して参ります。

○意見の内容

栃木県障害者差別解消推進委員会の構成メンバー
に次の人を選んでほしい。

1 栃木県視覚障害者福祉協会

2 県を代表する青年会議所

3 県の商工会議所

4 県を代表する労働組合

5 県を代表するPTA連合会

栃木県障害者差別解消推進委員会の構成メンバー
は、障害者が過半数以上になるよう人選すべき。

障害者差別解消推進委員会のメンバーとして障害
当事者を入れることはもちろんだが、各障害者別に
代表を入れるべき。特に視覚・聴覚障害者について

かなら ひと り い
は必ず一人ずつ入れるべき。

○意見に対する考え方

ほんじょうれい とち ぎ けんしょうがいしや さ べつ かいしょうすいしん い いん
本条例において、栃木県障害者差別解消推進委員
かい い いん つぎ もの にんめい き てい
会の委員を、次の者から任命するとして規定しまし
た。

- 1 学識経験を有する者
- 2 障害者又はその家族、障害者の自立及び社会参加
かん じ ぎょう じゅう じ もの
に関する事業に従事する者
- 3 事業者又はその団体の役職員、関係行政機関の
じ ぎょうしやまた だんたい やくしよくいん かんけいぎょうせい き かん
職員、
- 4 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
ぜんかくごう かか もの ち じ てきとう みと もの
また、委員会では、障害者をはじめ、地域社会を
い いん かい しょうがいしや ち いきしやかい
構成する多様な主体が様々な角度から情報交換や協
こうせい たよう しゅたい さまざま かくど じょうほうこうかん きょう
議等を行えるよう、委員の人選を行います。

○意見の内容

すいしん い いん かい と あ そうだん じ れい そうだん じ
推進委員会で取り上げられた相談事例は、相談事
れいしゅう こうかい
例集として公開すべき。

○意見に対する考え方

とち ぎ けんしょうがいしや さ べつ かいしょうすいしん い いん かい ぎ ろん
栃木県障害者差別解消推進委員会において議論さ

れた事項については、個人情報に配慮の上、公開に努めて参ります。

○意見の内容

推進委員会の資料は、点字、拡大文字、音声版、電子データで配布すべき。

○意見に対する考え方

本条例において、県は合理的配慮の提供を義務として規定しました。

今後の取組の参考とさせて頂きます。

○項目

見直し規定について

○意見の内容

既存の同様な条例では、30回以上もタウンミーティング開催、1年かけて検討委員会等で検討、その情報を自治体のホームページで公表など、県民の理解を深めるようにした例が多い。

本県では検討期間が著しく短く、本県特有の差別事例等があるか十分検討できたのか疑問が残る。

じょうれい し こう ご じ れいしゆうしゆう おこな いてい き かんけい か
条例施行後も事例収集などを行い、一定期間経過
ご じょうれい たいおう ようりよう し しん み なお じょうれい ふ
後に条例や対応要領・指針を見直すことを条例の附
そく き てい
則で規定すべき。

うんよう なか ずい じ へんこう い おも
運用の中で随時、変更を入れていくと思われ、また、
ときどき しょくいん かんが かつ み なお
た、その時々職員の考え方で見直しをするかどうか
き
か決まってしまう可能性はあると思う。

き げん き ひょう か み なお おこな
きちんと期限を切り評価、見直しを行うべき。

い けん たい かんが かつ ○意見に対する考え方

じょうれい し こう ご ねん けい か ば あい しょうがい
条例の施行後3年を経過した場合において、障害
り ゆう さ べつ かいしやう すいしん かん ほうりつ し こう
を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行
じょうきよう かん あん じょうれい し こう じょうきよう
の状況を勘案しつつ、この条例の施行の状況について
けんとう くわ ひつよう みと けつ か
て検討を加え、必要があると認めるときは、その結果
おう しょうよう み なお おこな ほん
に応じて所要の見直しを行うものとするのを、本
じょうれい ふ そく き てい
条例の附則において規定しました。

こうもく ○項目

じ りつ しゃかいさん か し さくとう
自立や社会参加のための施策等について

い けん ないよう 意見の内容

しゆ わ ひつ だん おう てん ぽ しゆ
手話や筆談に応じることができる店舗には、「手
わ たいおう みせ ひつ だん たいおう みせ
話対応ができる店」または「筆談対応ができる店」

けいじ ちょうかくしょうがいしゃ
というようなステッカーを掲示して、聴覚障害者が
りよう
利用しやすくすべき。

しかくしょうがいしゃ じょうほうていきょう てんじばん おんせいばん でんし
視覚障害者の情報提供（点字版、音声版、電子デ
ータなど）が不足しないよう、また、コミュニケ
ーションを図るため（意志の決定など）の情報が確保
はか いし けつてい じょうほう かくほ
されるよう、環境整備をすべき。
かんきょうせいび

さいがいじ じちかい れんけいたいせい けん じち
災害時の自治会との連携体制について、県が自治
かいとう しょうがいしゃ しえん せつめい しょうがいしゃ
会等に障害者の支援について説明すべき。障害者が
さんか ぼうさいくんれん み おお
参加しても防災訓練で見ているだけが多い。

ちゅうと しょうがい お たい
途中で障害を負ったものに対するケアについて
こうりよ
考慮すべき。リハビリテーションといえ、普通肢
たいしょうがいしゃ たい しりよくしょうがいしゃ たい
体障害者に対してだが、視力障害者に対するリハビ
いいおよぼ
リテーションにも言及すべき。

ちいき まつ しょうがいしゃ だんたい さんか
地域のお祭りにも障害者団体が参加できるように
けん ちゅうかいやく
県が仲介役となるべき。

しょうがいしゃ いっぱん きぎょう
カルフルとちぎを障害者だけでなく、一般企業と
いつしよ おこな くふう
一緒に行う工夫。

あ や しょうがいしゃ こうれいしゃ こどもかんけい いばしよ
空き家を障害者や高齢者、子供関係ない居場所づ
ゆうこうかつよう じぎょう じつし
くりの有効活用する事業の実施。

しょうがいしゃ しゃかいさんか けん かくしちょうそん
障害者が社会参加できるように、県から各市町村
いどうしえん しょうせいげん かんわ うなが しゃかい で
に移動支援の使用制限の緩和を促し社会に出やすく
すべき。

しょうがいしゃとうようちゆうしゃくかく てきせいりよう じゆんび ちゆう
障害者等用駐車区画の適正利用や、準備すべき駐
しゃくかく かず きかく かくだい てきせいりようすいしん たいおうほうほう
車区画の数・規格の拡大、適正利用推進の対応方法
ななどのガイドラインを作成すべき。

しょう しゃ く ち いき けんじよう
障がい者が暮らしやすい地域にしてほしい。健常
しゃ ひかく しょう しゃ たい ちよくせつ さべつてき はつげん
者と比較して、障がい者に対して直接差別的な発言
たいおう など もんだい さべつ かん きよう
や対応をする等は問題であり、差別と感ずるのは教
いく きかん こようさき たいおう
育機関や雇用先での対応だけではない。

いなか ほう こうきようこうつう きかん はつたつ い
田舎の方は公共交通機関が発達しているとは言え
しょう こと い どう せいげん しゆうろう
ず、障がいがある事によって移動が制限され就労が
できないケースが多い。

さべつ しゃかい たいおう
差別のない社会にするのには、対応だけではなく
ほうかつてき かいぜん こと ねが
包括的に改善される事を願う。

かいぜん びようき かく しゆうしよく
こういった改善がないと、病気を隠して就職した
こと かい こ とう さべつ
事によって解雇された、トラブルになった等の差別
はなくならない。

しえん がわ ねんれい かせ こと こども しょう
支援する側も年齢を重ねていく事で、子供が障が
しゃ ばあい おや えいきゆうてき
い者だった場合に親も永久的にサポートはできな
い。

しょう しゃ たい かね い
だから、障がい者に対してお金をばらまけと言っ
ていてのではなく、この条例を機に、栃木県として
ぜんこくはつ ぎようせい しょう しゃ しえん
全国初というような行政サービス、障がい者支援、
けんじようしゃ おな せいかつ ほうほう けんとう
健常者と同じように生活できるような方法を検討す

べき。

しょう障がい者しや生活せい満足度かつまんぞくど1位いとかいになれば、たけん他県から
いじゆうしやの移住者ふが増えけつ結果的かにてき栃木県とちぎけんの活気かつきは良よくなると
おも思う。

○いけん意見たいに対するかんが考え方かた

こんご今後の取組とりくみの参考さんこうとさせていただいただきます。